

## 屋外広告物条例 施行規則 別表第3の改正について

### 1 規則改正の背景

神奈川県屋外広告物条例では、広告物の種類に応じた基準を、施行規則の別表第3により定めている。

(別表第3に定める広告物の種類)

- ①電柱及び街灯柱を利用するもの
- ②電車、自動車等の外面を利用するもの（電車又は路線バスの一の電車、自動車等についての表示面積の合計が4.2平方メートルを超えるものを除く。）
- ③電車又は路線バスの外面を利用するもので、一の電車、自動車等についての表示面積の合計が4.2平方メートルを超えるもの
- ④広告塔及び広告板に類するもの
- ⑤標識柱を利用するもの

このうち、上記③については、ラッピングバスなどの広告手法に対応するため、平成14年12月の規則改正において、追加して定めたもので、その際、②との許可基準の適用を「表示面積の合計が4.2平方メートル」で区分した。

現在、平成14年改正から16年以上が経過し、電車、路線バスを活用した広告が多様化するなか、現行の許可基準では、対応が困難となる事案が発生していることから、今回、基準等の見直しを検討することとした。

また、施行規則別表第3に定める他の広告物についても、併せて見直しを行った。

### 2 現行規則の課題

#### (1) 電車又は路線バスの外面を利用するもの

- ・バスの後面だけのラッピング広告、あるいは、電車の前面に掲出する、いわゆるヘッドマークによる広告など、部分的な広告の掲出について、現行の基準では表示面積の合計が、4.2平方メートルを超えない場合、掲出不可となる。
- ・電車、路線バス及び路線バス以外の自動車の基準が混在している。

#### (2) 電柱及び街灯柱を利用するもの

- ・基準の文章中「原則として」や「なるべく」というあいまいな表現がある。
- ・添か看板の向きの基準により、電柱の設置場所によって、掲出の可否が決まる。

#### (3) 広告塔及び広告板に類するもの

- ・基準の文章中「なるべく」というあいまいな表現がある。

### 3 規則改正の考え方

#### (1) 電車又は路線バスの外面を利用するもの

- ・「電車の外面を利用するもの」、「路線バスの外面を利用するもの」及び「電車、路線バス以外の自動車等の外面を利用するもの」の3区分に見直し、「表示面積の合計が4.2平方メートル」を基準とする区分は廃止する。

## (2) 電柱及び街灯柱を利用するもの

- ・ 基準の文章中の「原則として」や「なるべく」という言葉を含む文章を削除し、運用として、申請時等に指導・協力依頼する。
- ・ 添か看板の設置の向きの規定を廃止し、車道上空になる場合の下端を地上4.7メートル以上、歩道上空になる場合の下端を地上3メートル以上とする。

## (3) 広告塔及び広告板に類するもの

- ・ 基準の文章中の「なるべく」という言葉を含む文章を削除する。なお、運用として、申請時に指導・協力依頼する。

## 4 県内独自条例市との調整

県内では、屋外広告物条例について、独自の条例を定めている自治体が10団体あるが、電車又は路線バスは、独自の条例を持つ複数の自治体にわたり運行される場合もあることから、電車又は路線バスの基準の見直しにあたっては、独自条例を持つ市と意見交換等を行い、県の改正の趣旨について理解を得るとともに、今後とも情報交換など連携を図ることとした。

## 5 今回の諮問事項

別表第3について改正することを諮問する。

※別添新旧対照表を参照

## 6 今後のスケジュール (予定)

2019年7月22日	屋外広告物審議会へ諮問
2019年8月～	改正準備（政策法務課との調整等）
2019年中	パブリックコメント募集
2020年2月頃	改正規則公布
2020年3月	周知
2020年4月1日	改正規則施行

○神奈川県屋外広告物条例施行規則

改正案		現行	
別表第3（第5条関係）		別表第3（第5条関係）	
広告物の種類等	基準	広告物の種類等	基準
電柱及び街灯柱を利用するもの	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 巻付け看板又は添か看板に限る。</li> <li>2 1柱につき、巻付け看板及び添か看板は、それぞれ1件以内とすること。</li> <li>3 信号機が設置されている電柱には、表示できない。</li> <li>4 巻付け看板の高さは、地上1.2メートル以上3メートル以下とすること。</li> <li>5 添か看板は、縦1.2メートル以下、横0.5メートル以下とし、電柱等からの出幅は、0.6メートル以下とすること。</li> <li>6 添か看板の設置場所が歩道上空となる場合は、その下端は地上3メートル以上とすること。</li> <li>7 添か看板の設置場所が道路（歩道を除く。）上空となる場合は、その下端は地上4.7メートル以上とすること。</li> </ol>	電柱及び街灯柱を利用するもの	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 巻付け看板又は添か看板に限る。</li> <li>2 1柱につき、巻付け看板及び添か看板は、それぞれ1件以内とすること。</li> <li>3 信号機が設置されている電柱には、表示できない。</li> <li>4 巻付け看板の高さは、地上1.2メートル以上3メートル以下とすること。</li> <li>5 添か看板は、縦1.2メートル以下、横0.5メートル以下とし、電柱等からの出幅は、0.6メートル以下とすること。</li> <li>6 歩道と車道の区別のある道路の電柱等に添か看板を設置する場合（片側にのみ歩道がある道路の歩道と反対側にある電柱等に添か看板を設置する場合を除く。）は、歩道側に設置し、その下端は地上3メートル以上とすること。</li> <li>7 歩道と車道の区別のない道路の電柱等及び片側にのみ歩道がある道路の歩道と反対側にある電柱等に添か看板を設置する場合は、<u>原則として道路の中心線の反対側に向けて設置し</u>、その下端は地上4.7メートル以上とすること。</li> <li>8 同一路路に設置する場合は、<u>なるべく位置、形状及び規模を統一</u>すること。</li> </ol>
電車の外面を利用するもの	<p>次の1又は2のいずれかの基準によるものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 (1) 前面又は後面のいずれかに表示するものは、縦0.6メートル以下、横1メートル以下で1件とすること。 (2) 側面に表示するものは、1件縦0.6メートル以下、横3メートル以下とし、一の側面についての表示面積の合計は1.8平方メートル以下とすること。</li> <li>2 (1) 一の外面に表示する広告物の面積の合計は、当該外面の面積の10分の1以下であること。 (2) 当該車両の窓、ドア等のガラス部分、屋根及び底面には表示しないこと。 (3) 発光し、蛍光素材を使用し、又は反射効果を有する広告物は表示しないこと。 (4) 電光表示装置等の映像を映し出す装置は設置しないこと。 (5) 色彩、意匠その他の表示の方法が走行する地域の景観に調和したものであること。 (6) 知事が指定する区域を走行しないものであること。</li> </ol>	路線バス、自動車等を利用するもの（電車又は路	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 表示の位置は、前面以外の外面とすること。</li> <li>2 一の電車、自動車等についての表示面積の合計は、4.2平方メートル以下とすること。</li> <li>3 側面に表示するものは、1件縦0.6メートル以下、横3メートル以下とし、一の側面についての表示面積の合計は、1.8平方メートル以下とすること。</li> <li>4 後面に表示するものは、縦0.6メートル以下、横1メートル以下で1件とすること。</li> <li>5 広告車に表示する場合は、1から4までの基準は、適用しない。</li> </ol>
路線バスの外面を利用するもの	<p>次の1又は2のいずれかの基準によるものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 (1) 表示の位置は、前面以外の外面とすること。 (2) 側面に表示するものは、1件縦0.6メートル以下、横3メートル以下とし、一の側面についての表示面積の合計は1.8平方メートル以下とすること。 (3) 後面に表示するものは、縦0.6メートル以下、横1メートル以下で1件以内とすること。</li> <li>2 (1) 表示の位置は、前面以外の外面とすること。 (2) 当該車両の窓の上端から上部の色を変更する場合は、広告物の地色1色のみとし、文字等は表示しないこと。 (3) 当該車両の窓、ドア等のガラス部分には表示しないこと。 (4) 発光し、蛍光素材を使用し、又は反射効果を有する広告物は表示しないこと。 (5) 電光表示装置等の映像を映し出す装置は設置しないこと。 (6) 色彩、意匠その他の表示の方法が走行する地域の景観に調和したものであること。 (7) 知事が指定する区域を走行しないものであること。</li> </ol>	電車又は路線バスの外面を利用するもので、一の電車、自動車等についての	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 電車における一の外面に表示する広告物の面積の合計は、当該外面の面積の10分の1以下であることとし、当該電車の屋根及び底面には広告物を表示しないこと。</li> <li>2 路線バスにおける表示の位置は、前面以外の外面とすることとし、当該路線バスの車体の窓から上部は、広告物の地色1色とすること。</li> <li>3 車体の窓、ドア等のガラス部分には、表示できない。</li> <li>4 運転者を幻惑させるおそれのある発光し、蛍光素材を使用し、又は反射効果を有する広告物は、表示できない。</li> <li>5 電光表示装置等の映像を映し出す装置その他運転者の注意力を著しく低下させるおそれのあるものは、設置できない。</li> <li>6 色彩、意匠その他の表示の方法が走行する地域の景観に調和したものであること。</li> <li>7 電車又は路線バスは、知事が指定する区域を走行しないものであること。</li> </ol>
電車の外面、路線バス等の外面を利用するもの	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 表示の位置は、前面以外とすること。</li> <li>2 側面に表示するものは、1件縦0.6メートル以下、横3メートル以下とし、一の側面についての表示面積の合計は1.8平方メートル以下とすること。</li> <li>3 後面に表示するものは、縦0.6メートル以下、横1メートル以下で1件以内とすること。</li> <li>4 広告車に表示する場合は、1から3までの基準は適用しない。</li> </ol>		

<p>広告塔及び 広告板に類するもの</p>	<p>1 アーケードに設置する場合は、その下端は地上3メートル以上、その面積は0.5平方メートル以内とすること。</p> <p>2 道路を横断して設置する場合は、その下端は地上4.7メートル以上とすること。</p> <p>3 アドバルーンは、直径3メートル以下のものとし、掲揚する場合は、高度45メートル以下とし、常時2人以上の監視人を置くこと。雨、雪又は毎秒5メートル以上の風のときは、掲揚しないこと。これに設置する広告物は、長さ15メートル以下、幅1.5メートル以下とし、主網に緊結すること。</p> <p>4 立看板及びのぼり旗は、地上3.6メートル以下、面積5平方メートル以内とすること。</p> <p>5 案内板は、地上2メートル以下とし、広告塔に類するものにあつては幅0.3メートル以下、広告板に類するものにあつては縦0.5メートル以下、横1メートル以下とする。ただし、同一場所に2以上のものを設置する場合は、総合案内板とし、一のものについて表示する面積は、縦（横）0.3メートル以下、横（縦）1.5メートル以下とすること。</p>	<p>広告塔及び 広告板に類するもの</p>	<p>1 アーケードに設置する場合は、その下端は地上3メートル以上、その面積は0.5平方メートル以内とし、<b>同一商店街においては、なるべく位置、形状及び規模を統一すること。</b></p> <p>2 道路を横断して設置する場合は、その下端は地上4.7メートル以上とし、<b>特定の商品名及び商店名は、なるべく表示しないこと。</b></p> <p>3 アドバルーンは、直径3メートル以下のものとし、掲揚する場合は、高度45メートル以下とし、常時2人以上の監視人を置くこと。雨、雪又は毎秒5メートル以上の風のときは、掲揚しないこと。これに設置する広告物は、長さ15メートル以下、幅1.5メートル以下とし、主網に緊結すること。</p> <p>4 立看板及びのぼり旗は、地上3.6メートル以下、面積5平方メートル以内とすること。</p> <p>5 案内板は、地上2メートル以下とし、広告塔に類するものにあつては幅0.3メートル以下、広告板に類するものにあつては縦0.5メートル以下、横1メートル以下とする。ただし、同一場所に2以上のものを設置する場合は、総合案内板とし、一のものについて表示する面積は、縦（横）0.3メートル以下、横（縦）1.5メートル以下とすること。</p>
<p>標識柱（道路標識）を除くもの。を利用</p>	<p>1 縦0.4メートル以下、横0.8メートル以下で蛍（けい）光塗料、発光塗料及び反射塗料を使用していないものとし、一の標識柱につき1件とすること。</p>	<p>標識柱（道路標識）を除くもの。を利用</p>	<p>1 縦0.4メートル以下、横0.8メートル以下で蛍（けい）光塗料、発光塗料及び反射塗料を使用していないものとし、一の標識柱につき1件とすること。</p>